四　登記名義人等が法人であり、合併以外の理由により解散した場合にあつては、当該登記名義人等の登記事項証明書に記載されている清算人に対して、書面の送付その他適当な方法により当該農地又は採草放牧地に係る不確知所有者関連情報の提供を求めること。

（所有者を特定するための措置）

第六十条の四　令第十八条第五号の農林水産省令で定める措置は、当該農地又は採草放牧地の所有者と思料される者に宛てて送付すべき書面を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法によつて送付する措置とする。ただし、当該農地又は採草放牧地の所在する市町村内においては、当該措置に代えて、所有者と思料される者を訪問する措置によることができる。

（賃貸借の解約等の許可申請）

第六十四条　令第二十二条第一項の規定により合意による解約に係る申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第十条第一項第二号に掲げる場合は、この限りでない。

2　令第二十二条第一項の申請書は、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新の拒絶の通知をしようとする日の三月前までに農業委員会に提出しなければならない。

3　令第二十二条第一項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三　（略）

（賃貸借の解約等の許可申請書の記載事項）

第六十五条　令第二十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～九　（略）

（申請書を送付すべき期間）

第六十五条の二　令第二十二条第二項の農林水産省令で定める期間は、申請書の提出があつた日の翌日から起算して四十日とする。

（新設）

（賃貸借の解約等の許可申請）

第六十四条　令第二十条第一項の規定により合意による解約に係る申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第十条第一項第二号に掲げる場合は、この限りでない。

2　令第二十条第一項の申請書は、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新の拒絶の通知をしようとする日の三月前までに農業委員会に提出しなければならない。

3　令第二十条第一項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三　（略）

（賃貸借の解約等の許可申請書の記載事項）

第六十五条　令第二十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～九　（略）

（申請書を送付すべき期間）

第六十五条の二　令第二十条第二項の農林水産省令で定める期間は、申請書の提出があつた日の翌日から起算して四十日とする。

（遊休農地に係る探索の特例）

第七十四条の二　農業委員会が、法第三十二条第一項各号のいずれかに該当する農地について農業経営基盤強化促進法第二十一条の二第一項の規定による要請に係る探索を行つた場合には、当該農地について法第三十二条第二項及び第三項（これらの規定を法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行つたものとみなす。

（所有者等を確知することができない場合の公示事項）

第七十六条　法第三十二条第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、同項の規定による公示の日から起算して六月以内に同項第三号の規定による申出がないときは、当該公示に係る農地について、法第四十一条第二項の規定により読み替えて準用する法第三十九条第一項の規定により都道府県知事が利用権を設定すべき旨の裁定をすることがある旨とする。

（耕作の事業に従事する者が不在となる農地）

第七十八条　法第三十三条第一項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）

五　法第四十一条第二項の規定により読み替えて準用する法第三十九条第一項の規定による裁定により設定された利用権の残存期間が一年以下であるもの

（意見書において明らかにすべき事項）

第八十三条　法第三十八条第二項（法第四十一条第二項の規定により準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項（法第四十一条第二項の規定により法第三十八条第二項の規定を準用する場合にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一～七　（略）

（所有者等を確知することができない場合における利用権の設定に関する裁定の申請手続）

第八十五条　法第四十一条第一項の規定による裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

一～五　（略）

（新設）

（所有者等を確知することができない場合の公示事項）

第七十六条　法第三十二条第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、同項の規定による公示の日から起算して六月以内に同項第三号の規定による申出がないときは、当該公示に係る農地について、法第四十三条第二項の規定により読み替えて準用する法第三十九条第一項の規定により都道府県知事が利用権を設定すべき旨の裁定をすることがある旨とする。

（耕作の事業に従事する者が不在となる農地）

第七十八条　法第三十三条第一項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）

五　法第四十三条第二項の規定により読み替えて準用する法第三十九条第一項の規定による裁定により設定された利用権の残存期間が一年以下であるもの

（意見書において明らかにすべき事項）

第八十三条　法第三十八条第二項（法第四十三条第二項の規定により準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項（法第四十三条第二項の規定により法第三十八条第二項の規定を準用する場合にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一～七　（略）

（所有者等を確知することができない場合における利用権の設定に関する裁定の申請手続）

第八十五条　法第四十三条第一項の規定による裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

一～五　（略）